



人間得手勝手 訪れた日本庭園の丘に咲く、「ほけの花」の色やかたち、その可憐さに惚れ惚れする。大好きなこの花のように…られればいいなァ～なんて思っていたら、花の字が全然違う。「ほけ→木瓜」中国原産バラ科落葉樹。葉は長楕円、春に紅色、淡紅色、白色、または絞りなどの五弁花を開き、球形のリングに似た堅い果実を結び、別称クサボケと記されている。人間勝手に“なりたいもの”を夢に描き、鳥になったり花になったり、そんなことを夢に描ける自分は、意外に幸せ者なんだなァと思う。それでは皆さん、空想の時間です。思い切り夢を見て遊びましょう。(万博日本庭園にて) 写真と文 藤本 俊一 (APA/JPS)

- ご存じですか海外療養費の制度
- 全国健康保険協会管掌健康保険 生活習慣病予防健診・特定健康診査お申し込みから受診までのご案内
- 協会けんぽからのお知らせ ● 社保俳壇

職場内で回覧しましょう

ご存じですか

海外療養費の制度



健康保険においては、海外滞在中の病気やけがに対しても、国内と同じように保険の給付が行われます。

ただし、保険給付といっても、海外には健康保険の保険医療機関や保険薬局が存在しませんので、被保険者や被扶養者が海外の医療機関で診療を受けた場合には、健康保険法に基づく償還払い（療養費）の方法がとられます。

健康保険では被保険者や被扶養者が病気やけがをしたときには、健康保険被保険者証を医療機関の窓口提示し医療費の一部を負担することで診療を受けられる療養の給付等を行うことを原則としています。

しかし、療養の給付等を行おうとしても行えない場合もあり、そのため、現金給付としての療養費（償還払い）の支給方法を認めています。

したがって、療養費の支給は、療養の給付等の補完的役割を果たすものであり、次のような場合に限り認められています。

- (1) 保険者が療養の給付等を行うことが困難であると認めた場合。
- (2) 保険医療機関以外の病院、診療所、薬局その他の者から診療、薬剤の支給等を受け、保険者がそれをやむを得ないものと認めた場合。

海外の医療機関において診療を受けた場合についても、この支給要件に基づき療養費が支給されることとなります。

海外に出かける理由として、旅行、出張等は問わず療養費は支給されますが、療養を目的として海外に向き、診療を受けた場合には療養費は支給されません。

療養費の支給額は、厚生労働省告示の「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」に基づき、療養の給付等を受けたとすればどれだけの費用が必要なのか算出し、その算出額から一部負担すべき額を差し引いた額が支給されます。

なお、支払った額が前記により算定した額を下回る場合は、現に支払った額により算出します。

医療機関で受ける診療のなかには健康保険の適用外の診療もあり、これは療養費の計算の対象から外されるため、療養費の支給額は、実際に支払った医療費に見合うとは限りません。

同様に、海外の医療機関で診療を受けた場合も、日本国内で療養の給付等を受けた場合に要する費用に基づき計算されますので、実際に海外の医療機関で支払った医療費と療養費の支給額に差が生じてくる場合があります。

海外療養費の支給申請手続き

海外療養費は、前述のとおり、被保険者からの請求に基づき支給される償還払いの制度です。

支給申請は、「療養費支給申請書」に必要な事項を記入のうえ、証拠書類を添付し、**全国健康保険協会大阪支部**へ提出してください。

なお、請求にあたっては、次のことに留意してください。

- (1) 療養費支給申請書に添付する証拠書類が外国語で記載されている場合は、日本語の翻訳文と翻訳者の住所、氏名を明記したものを添付してください。
- (2) 海外に滞在中の被保険者からの支給申請は、原則として国内の事業主等を経由して行い、その受領は事業主等が代理で行ってください。
- (3) 海外に滞在中の被保険者の療養費等の支給にかかる照会は、事業主等を経由して行ってください。

療養費支給申請書等の用紙は、全国健康保険協会大阪支部に備え付けてありますが、請求の手続き等についてわからないことがありましたら**全国健康保険協会大阪支部（06-6201-7070）**へお問い合わせください。

全国健康保険協会管掌健康保険

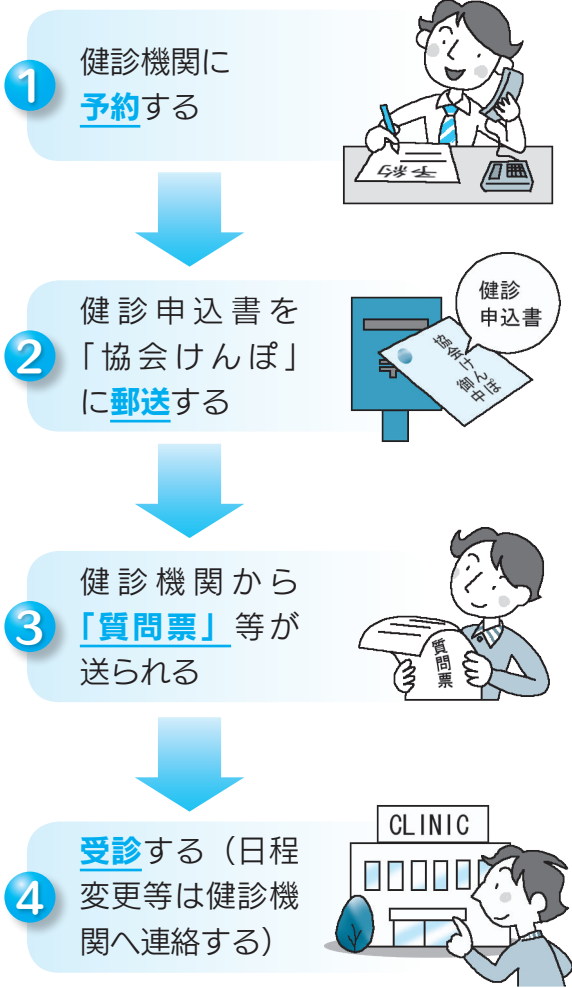
生活習慣病予防健診

特定健康診査

お申し込みから受診までのご案内

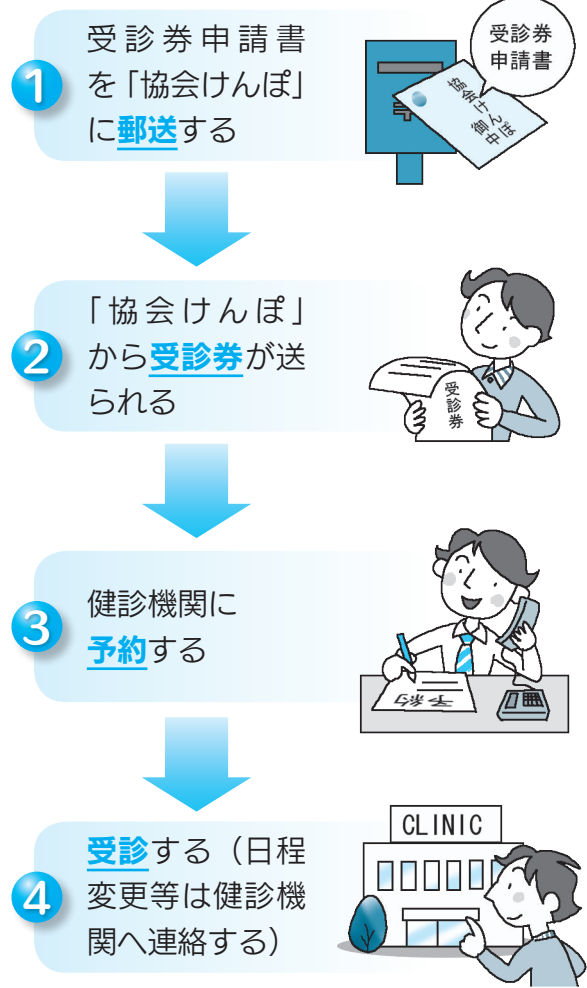
生活習慣病予防健診

(お勤めのご本人様の健診)



特定健康診査

(扶養家族様の健診)



お申し込み・お問い合わせ

健診機関の詳細は全国健康保険協会ホームページ(<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>)をご覧ください。

全国健康保険協会大阪支部・保健サービスグループ

〒541-8549 大阪市中央区平野町2-3-7 アーバンエース北浜ビル11階

TEL 06-6201-7077(健診直通)

協会けんぽからのお知らせ

都道府県ごとの健康保険料率への移行について

協会けんぽの健康保険の保険料については、現在、全国一律の保険料率（8.2%）となっていますが、平成18年に健康保険法が改正され、平成21年9月に都道府県ごとの保険料率に移行します。

今般、協会において国の関係政省令に基づき、以下のとおり、都道府県単位保険料率を定め、厚生労働大臣の認可を受けましたので、お知らせいたします。

都道府県ごとの保険料率は、9月分の保険料（10月納付分）から適用されます。

※大阪府下の社会保険事務所で適用になっている事業所にお勤めの方は、大阪府（大阪支部）の健康保険料率が適用されます。

現行

平成21年9月分(10月納付分)～

大阪支部 8.2% → 8.22%

※40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は、これに全国一律の介護保険の保険料率（1.19%）が加わります。

詳しくは全国健康保険協会ホームページ(<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>)をご覧ください。

全国健康保険協会 大阪支部

〒541-8549 大阪市中央区平野町2-3-7
アーバンエース北浜ビル11階
TEL 06-6201-7070(代表)

社保俳壇

後藤比奈夫・選評

京神サーブス(株) 白石紀子

三椏の花の講釈ひとくさり

ひとくさりはひとしきりの話。講釈は説明のことを勿体つけて言ったのであろう。三椏は三又とも書き、枝が三つに分れる木。樹の韌皮を取って和紙の原料とする。花は春先、葉に先立って黄色の小花を総状につけ、匂いが強い。中国原産の花だから、知っている人は知らない人に得々として説明する。紙漉を見に行ったりすると、とりわけ丁寧な説明がある。どうやら聞く方はうんざりの様子。

(南)大青鉄工 佐藤豊子

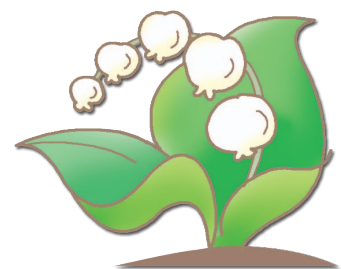
水草生ふ水底に雑魚侍らせて

水草は水中に生えるみずくさのこと。葉の先の方は水面から出ているのである。根本の水底の方にいる雑魚は多分上からははっきり見えないのであるが、水草の元気なそよぎで、雑魚がその生長に役立っているらしいことが分かるのだ。

(株)釘長商店 西浦嘉子

不意をつき涙あふるる卒業歌

巧みな句と思う。歌を歌い出すときは泣くつもりはなく、とりたてての式で泣く理由もなかったのだが、卒業歌を唄っているうちに、不意に涙がこみ上げてきたのである。卒業歌の急所を掴んだ句。



(株)ソニックス 角中徳義

ビルの窓東に生駒山笑ふ

(株)山本運送店 山本かずよ

植木鉢土ほぐす手に地虫かな

(株)カワデン 松永均

空うらら百面相の羅漢群

(有)レイコー 勝山禮子

涅槃図の悲しさとしてあでやかさ

金森石油(株) 高橋良治

お彼岸の膝に鍼灸母ゆづり

(株)公益社 村島麗門

たんぼの天ぶら軽き苦みあり

北野実業(株) 北野まゆ美

卒業のガツツポーズの君が好き

岩本産業(有) 岩本治朗

汝のごと杏子の荅恥ぢらひて

(有)サンクス 北山和郎

青空に溶けこまずして梅紅し

安原紙工(株) 小林久美雄

雨上りヒラリと蝶の光りけり

(株)小西商店 池田節子

あや小さな雛を飾りぬ嫁きし娘

コーナン商事(株) 竹本勝美

行き交ひて月に松明二月堂

(株)タウン設計 宮武藤江

モデルルーム桜の若木花開き

「ねんきん定期便」を受け取られた皆さまへ

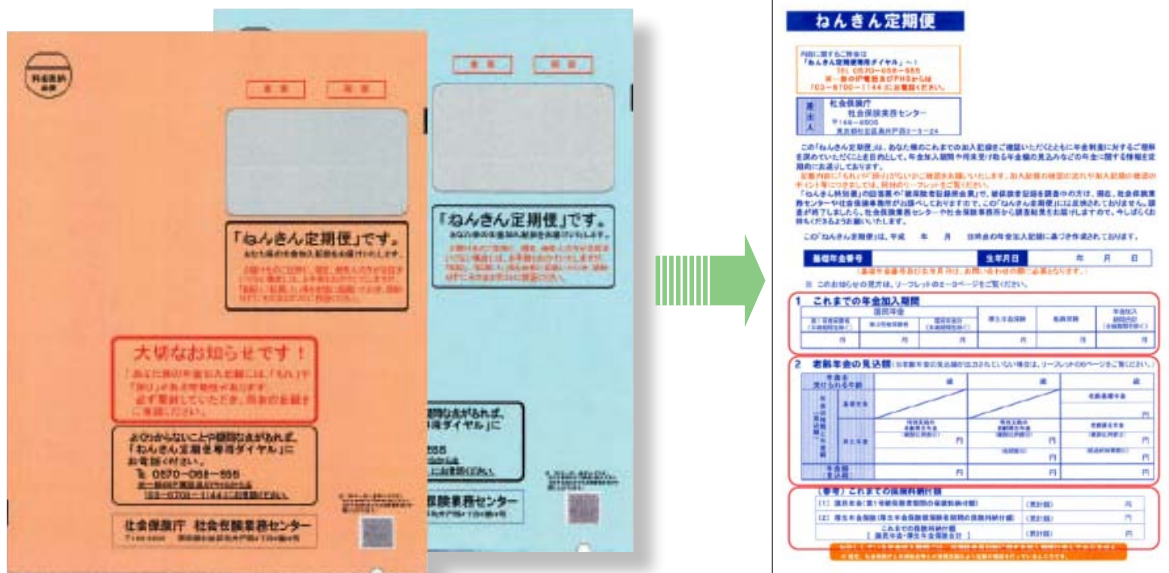
年金記録問題につきましては、皆さまにご迷惑をおかけしております。改めて心よりお詫び申し上げます。この問題の解決のため、新たに、4月より現役加入者の皆さまに、誕生月に「ねんきん定期便」をお送りしています。引き続き、皆さまのご理解、ご協力をお願い申し上げます。

「ねんきん定期便」とは

年金記録を定期的にご確認いただけるよう、国民年金・厚生年金の現役加入者の方にお送りするものです。

平成21年4月から、2色の封筒により、誕生月にお送りしています。

- オレンジ色の封筒：年金記録に「もれ」や「誤り」のある可能性の高い方
- 水色の封筒：それ以外の方



「ねんきん定期便」で確認できることは

- ◆ これまでの年金加入期間 (共済組合の期間は記載してありません)
- ◆ 加入実績に応じた年金見込額 (年金受給 (支給停止の方も含む) の方は記載してありません)
- ◆ 年金加入履歴 (共済組合の期間は記載してありません)
- ◆ これまでの保険料納付額
- ◆ 国民年金保険料の納付状況
- ◆ 厚生年金保険の標準報酬月額等の月別状況

ご自分の年金記録等についてご確認ください

オレンジ色の封筒の方は、同封のお知らせもご確認ください

<お知らせ1>

年金加入記録に結び付く可能性のある記録のお知らせ

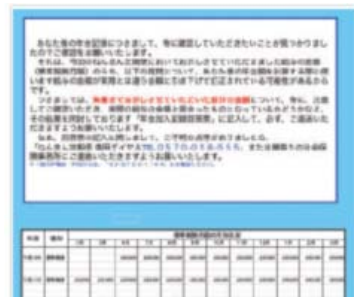
コンピューターでの名寄せ作業によって、年金加入記録に結び付く可能性のある記録が見つかった方には、記録の一部を記載したお知らせを同封しております(オレンジ色の封筒で送付)。十分にご確認いただき、ご自身の記録である場合には、回答票にてご回答をお願いいたします。



<お知らせ2>

標準報酬月額に誤りのある可能性のある記録のお知らせ

「ねんきん定期便」でお知らせした標準報酬月額に誤りのある可能性がある方には、**実際とは違う金額に引き下げて訂正されている可能性がある部分を朱書きしたお知らせ**を同封しております(オレンジ色の封筒で送付)。十分にご確認いただき、その結果を回答票にてご回答ください。



確認した後の手続きは

「ねんきん定期便」に「年金加入記録回答票」(青色・白色)を同封しています。

●青色の方:「もれ」や「誤り」がある場合もない場合も**必ずご回答ください**。

※青色の回答票は、「ねんきん特別便」にご回答いただいていない方や、標準報酬月額に誤りのある可能性がある方などに同封されています。

○白色の方:「もれ」や「誤り」がある場合のみご回答ください。

●「ねんきん特別便」において「もれ」や「誤り」の記録訂正のご回答をいただいた方におかれましては、改めてご回答いただく必要はありません。

なお、記録訂正の調査結果がお手元に届いていない方におかれましては、当該記録は「ねんきん定期便」には反映されておられません。調査結果につきましては、おそれいりますが、いましばらくお待ちくださるようお願い申し上げます。

●ご回答をいただく場合は、同封の返信用封筒により、社会保険業務センターあてご返送いただきますようお願いいたします。

わからないことや疑問な点があれば

『ねんきん定期便専用ダイヤル』へ!

 **0570-058-555**

※一部のIP電話およびPHSからは「東京03-6700-1144」にお電話ください。

※大変申し訳ありませんが、通話料金(一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金)はご負担いただきますようお願い申し上げます。

なお、携帯電話からおかけいただいた場合の通話料金は、全額お客さまのご負担となります。

※このダイヤルでは、「ねんきん特別便」に関するお問い合わせについてもお受けいたします。

※間違い電話が大変多くなっております。番号をよくお確かめのうえ、おかけください。

(受付時間) 月～金曜日: 午前9時～午後8時まで

第2土曜日: 午前9時～午後5時まで

(なお、祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません)

※各共済組合等における加入記録については、各共済組合等にお問い合わせください